

令和3年度一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものである。

本町の廃棄物排出量はわずかながらも減少傾向にあり、これを維持するため、引き続き3R（※スリーアール）及び集団資源回収等への取り組みを促進し廃棄物の資源化を推進する。

亘理名取管内のごみ処理事業を行う亘理名取共立衛生処理組合の一般廃棄物処理基本計画では、計画の最終年度である令和10年（2028年）のごみ排出量（集団回収除く）の目標値を52,977トンとしており、これを現在の構成市町毎の排出量の割合で換算すると、本町の目標値は約10,266トンとなる。

これを踏まえ、資源循環型社会の確立を図るため、町民・事業者・町等がそれぞれの役割を果たしながら、協働により「町民一人1日あたり24グラム」の廃棄物の減量化に取り組む。

※ 3Rとは、Reduce リデュース：減らす、Reuse リユース：繰り返し使う、Recycle リサイクル：再資源化する。

2. 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

3. 計画区域

亘理町全域

4. 処理計画及び目標

(1) ごみ総排出量

3Rの実践、分別徹底の周知、生ごみ処理容器購入補助の推進、町広報誌等による周知を行いながら、総排出量の減量化を図る。

項目	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (処理計画)	令和3年度 (目標)
①清掃センター搬入量	10,351 トン	10,559 トン	10,266 トン
もえるごみ	8,064 トン	8,182 トン	7,498 トン
粗大ごみ	649 トン	704 トン	685 トン
資源ごみ	1,610 トン	1,642 トン	2,053 トン
有害・危険ごみ	29 トン	31 トン	30 トン
②集団資源回収量	185 トン	136 トン	143 トン
③拠点回収資源化量	14 トン	19 トン	20 トン
①+②+③ 総排出量	10,550 トン	10,714 トン	10,429 トン
前年度比	2.41 %	1.55 %	△1.15 %

(2) 資源化量・リサイクル率

集団資源回収の促進、資源ごみの分別徹底の周知を行いながら資源化量・リサイクル量の増加を図る。

項 目	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (処理計画)	令和3年度 (目標)
①清掃センター資源物排出量※	1,877 トン	2,005 トン	2,053 トン
②集団資源回収量	185 トン	136 トン	143 トン
③拠点回収資源化量	14 トン	19 トン	20 トン
①+②+③ 合計	2,076 トン	2,160 トン	2,216 トン
リサイクル率	19.7 %	20.2 %	21.2 %

※印は推計値

(3) 町民1人1日あたりのごみ排出量

計画に対し、排出量1人1日あたり23グラムの減を目標とする。

項 目	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (処理計画)	令和3年度 (目標)
1人1日排出量	865 グラム	878 グラム	855 グラム
前年度比	2.66 %	1.51 %	△1.15 %

(4) し尿処理

下水道の整備と合併浄化槽の普及により水洗化を図る。

項 目	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (処理計画)	令和3年度 (目標)
処 理 量	1,750 kℓ	1,664 kℓ	1,664 kℓ
前年度比	△5.55 %	△4.88 %	△4.88 %

(5) 浄化槽汚泥

下水道の補完施設として、合併浄化槽（合併浄化槽設置補助事業）の普及拡大を図る。

項 目	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (処理計画)	令和3年度 (目標)
処 理 量	3,715 kℓ	3,427 kℓ	3,427 kℓ
前年度比	△7.73 %	△7.73 %	△7.73 %

(6) 側溝汚泥

側溝蓋の設置等により土砂や落葉等の流入を防ぎ、汚泥の発生を抑制する。

項 目	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (処理計画)	令和3年度 (目標)
処 理 量	0 トン	26 トン	26 トン
前年度比	△100.00 %	- %	- %

5. 一般廃棄物の処理について

(1) 種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項及び第2項で規定する廃棄物とする。

(2) 処理概要

本町の一般廃棄物の処理は広域処理とし、名取市、岩沼市、山元町との2市2町で組織する亘理名取共立衛生処理組合が事業を行う。

ごみ処理は、全品目を亘理名取共立衛生処理組合所管のごみ処理施設で行う。

し尿、浄化槽汚泥の処理は、亘理名取共立衛生処理組合所管のし尿処理施設で行う。

雑排水汚泥（側溝汚泥）は、各行政連絡区が清掃作業を行い町で収集する方法を基本とするが、堆積物が多量な場合や作業困難箇所が多い場合は、当該行政連絡区の作業日に合わせ町がバキューム車を借上げ、協力のうえ清掃作業を行う。

産業廃棄物に属する汚泥は、産業廃棄物処理業者に処理の委託を行う。

(3) ごみについて

①ごみの分別区分、処分方法

分別区分	処理主体	家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
もえるごみ プラスチック製容器包装 缶類 びん類 資源ごみ ガラスくず せともの類 金属製品 複合素材製品 有害・危険ごみ	亘理名取共立 衛生処理組合	<ul style="list-style-type: none"> 分別してごみ集積所へ出す 引っ越し等に伴う一時多量排出の場合は一般廃棄物処理業者に委託 資源物は集団資源回収を積極的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> 自己搬入もしくは一般廃棄物処理業者に委託 (分別区分の内、産業廃棄物に該当するものは除く) 資源物は資源買取を積極的に活用
粗大ごみ(タイヤ含)		<ul style="list-style-type: none"> 自己搬入 粗大ごみ訪問収集に委託 一般廃棄物処理業者に委託 	
家電リサイクル法に定める家電製品	亘理名取共立 衛生処理組合		
	指定引取所	自己搬入	自己搬入

②収集形態

区 分	管理者	委託・収集業者	備 考
集積所収集	亘理名取共立 衛生処理組合	(協)共栄環境事業公社が収集	
粗大ごみ訪問収集			
一般廃棄物処理業者収集	亘理町	一般廃棄物処理業者が収集	
拠点回収		町職員が収集	牛乳パック回収箱設置(5ヵ所)
集団資源回収		町登録の資源買取業者が収集	町及び各種団体にて実施
指定引取所		<ul style="list-style-type: none"> 日立物流ダイレックス(株)に搬入 (株)安藤仁七商店に搬入 	

町長が許可した一般廃棄物処理業者（収集及び運搬業） R 3. 4. 1 現在

許可業者名			
遠藤商店(株)環境	(有)小野運輸	(株)八木工務店	(有)濱野工務店
(株)エヌイーエスコホ [®] レーション仙南支社	(株)センタ [®] エコ	(協)亙理清掃公社	(株)阿武隈環境
横山義隆(資源回収サービス)	大村勇太(まるごとや)	(株)中央特殊興業	(株)新浜石材
(株)ヤマト商事	(株)高良	亙理環境衛生センター	(株)共和環境保全
(有)アースクリーン・ネットワーク	(協)名亙清掃事業公社	(有)岩沼環境保全	長田健志(道具屋 [®] ビ [®] ッショ)
(有)相馬屋家具店	(株)トニー(ハンリー柴田店)	(有)アイトック	(協)ケンナン
(株)宮城衛生環境公社	(株)エイトステップ [®]	(株)仙台リサイクルセンター	(協)名取環境事業公社
(株)フジ [®] クリーンテクノサービス	鈴木工業(株)	宮城クリーン(株)	(株)公害処理センター
(株)トリプルクリーンサービス	リサイクルショップ お宝山	(有)コーセイサービス	太平ビルサービス(株)
(株)モトキ	ワートスジ [®] 株式会社	(協)仙台清掃公社	(株)ジ [®] ェーエーシー
グリーンリサイクル(株)	(株)渡辺店	東北環境整備(株)	萱場工業(株)
(株)理化産業	(有)宮城総合エンジニア	(有)エス・ジ [®] ェイ・メンテナンス	(株)仙南技研浄化槽維持管理センター
(有)仙南産業	(株)宮城日化サービス	(協)共和衛生グループ [®]	(株)エイスイ工業
(株)小島総合サービス	(有)佐藤二郎商店	早坂慶英(早英総業)	今慶興業(株)

③収集区域

行政連絡区を6地区に分け収集を行う

地区	行政連絡区域
A	舘南上・舘南下・南町南・南町北・上町南・上町北・南城東・北城東(江下団地を除く)・中町・五日町・下大畑・南長瀬・北長瀬
B	新井町・新町中・新町南・新町北・駅前西・駅前東・下茨田北・下茨田中・下茨田南・祝田東・祝田西・祝田南・桜小路東・桜小路中・桜小路西・新町・北城東の一部(江下団地)
C	上郡・下郡・小山・田沢・早川の一部(逢隈字郡)・鹿島・神宮寺・倉庭
D	森房・上の町・中泉・今泉・牛袋・十文字町・十文字村・早川(逢隈字郡を除く)
E	榎袋・鷺屋・蕨・本郷・あぶくま・箱根田西・箱根田東・港町・鳥屋崎・高屋・柴町・長瀬浜
F	吉田・中原・旭台・上大畑・一本松・新丁・開墾場・大畑浜・野地・浜吉田東・浜吉田西・浜吉田北

④収集日程・排出方法

区 分	回数	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	排出方法
もえるごみ	2/週	月・木	月・木	月・木	水・土	水・土	水・土	指定袋
プラスチック製容器包装	1/週	金	金	火	月	月	火	指定袋
缶類	1/週	火	水	金	火	木	金	コンテナ
びん類	2/月	第1・3火	第1・3水	第1・3金	第2・4火	第2・4木	第2・4金	コンテナ
資源ごみ	2/月	第1・3水	第1・3火	第2・4金	第1・3木	第2・4火	第1・3金	指定袋
ガラスくず	1/月	第1火	第1水	第1金	第2火	第2木	第2金	コンテナ
せともの								
金属製品	1/月	第3火	第3水	第3金	第4火	第4木	第4金	コンテナ
複合素材製品								
有害・危険ごみ	1/月	第1土	第1土	第1土	第3土	第3土	第3土	コンテナ

6. し尿、浄化槽汚泥、側溝汚泥について

(1) し尿

し尿処理は、亙理名取共立衛生処理組合が所管するし尿処理施設で処理を行う。収集・運搬は(協)名亙清掃事業公社が行う。

区 分	管理業者	委託業者	収集方法	処理場
し尿	亙理名取共立 衛生処理組合	(協)名亙清掃事業公社 (収集運搬業務)	戸別収集方式	浄化センター (岩沼市寺島字川向 45-53)

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽は、原則として年4回以上の保守点検と年1回以上の清掃を行うことにより、機能が正常に維持されるとともに、排水基準の確保を図らなければならない。

浄化槽の清掃業を行なおうとする者は、浄化槽清掃業者の許可と併せて一般廃棄物処理業の許可が必要であり、次の業者が収集・運搬を行う。

浄化槽汚泥の処理は、し尿の処理同様に浄化センターで行う。

区 分	管理業者	委託業者	収集方法	処理場
浄化槽汚泥	亙理名取共立 衛生処理組合	・浄化槽清掃業者 ・一般廃棄物処理業者	戸別収集方式	浄化センター (岩沼市寺島字川向 45-53)

町長が許可した浄化槽清掃業者 R3.4.1現在

許可業者名		
(株)エヌイーエスコーポレーション仙南支社	(株)阿武隈環境	(株)ヤマト商事
(協)共和衛生グループ	(協)名亙清掃事業公社	(株)エイスイ工業
(株)宮城日化サービス	(株)中央特殊興業宮城営業所	(有)宮城総合エンジニア
(株)宮城衛生環境公社	鈴木工業(株)	東北環境整備(株)
(株)理化産業	(株)渡辺店	萱場工業(株)
(協)ケンソ	(株)フジクリーンテクノサービス	(有)エス・ジエイ・メンテナンス
(株)仙南技研浄化槽維持管理センター	(有)仙南産業	(有)公害処理センター
亙理環境衛生センター		

(3) 雑排水汚泥（側溝汚泥）

雑排水汚泥（側溝汚泥）は、各行政連絡区が清掃作業を行い町で収集する方法を基本とするが、堆積物が多量な場合や作業困難箇所が多い場合は、当該行政連絡区の作業日に合わせ町がバキューム車を借上げ、協力のうえ清掃作業を行う。

産業廃棄物に属する汚泥は、産業廃棄物処理業者に処理の委託を行う。

区 分	管理者	委託業者	処理場
雑排水乾燥汚泥 （側溝汚泥）	亶理町	亶理町（自己収集）	岩沼一般廃棄物最終処分場
雑排水湿潤汚泥 （側溝汚泥）		雑排水清掃業者 （株）公害処理センター、（株）共和環境保全	産業廃棄物処理場

7. 参考資料

(1) 亶理名取共立衛生処理組合管理施設

施設概要	名 称	所在地	処理能力	形式等
ごみ処理	岩沼東部 環境センター	岩沼市下野郷字 新藤曾根 1-1	78.5t/24h× 2基	全連続燃焼式 ストーカ炉
リサイクル※	亶理清掃センター	山元町高瀬字杉田 2-1	—	—
し尿処理	浄化センター	岩沼市寺島字川向 45-53	113kℓ/日	高負荷脱窒素処理 +高度処理
最終処分場	岩沼一般廃棄物 最終処分場	岩沼市長岡字栗木平西 1-1	52,900 m ³	準好気性埋立構造

※燃えるごみ・廃プラスチック以外の指定されているごみを受け入れ

(2) ごみ・し尿手数料

区 分		搬入区分		手数料	
家庭系 のごみ	もえるごみ 資源ごみ、粗大ごみ	排出者自身が搬入するもの		50 kgにつき	500 円
		組合が訪問収集するもの		50 kgにつき	1,000 円
	自家用車用タイヤ ※1日の搬入本数 は4本まで	排出者自身 が搬入する もの	直径 700 mm未満	ホイルなし(1本につき)	350 円
			直径 700 mm以上 1,000mm 未満	ホイル付き(1本につき)	450 円
事業系 のごみ	もえるごみ 資源ごみ	排出者自身が搬入するもの		50 kgにつき	500 円
		許可業者が管理者指定の袋に より搬入するもの		10 kgにつき	100 円
し尿くみ取り手数料		組合が収集運搬するもの		18ℓにつき	100 円
し尿浄化槽汚泥処分手数料		許可業者が搬入するもの			155 円